



資料館をご利用ください  
— 視聴覚講座室リニューアル —

資料館では、会議室、学習室、視聴覚講座室などの貸し出しを行っています。

このたび、視聴覚講座室をリニューアルし、これまでであった固定式の机と椅子を撤去し、可動式のものにしました。使用方法に合わせて、机と椅子を自由に組み合わせることができるようになり、さまざまな用途で利用できます。

視聴覚講座室は、防音機能がありますので、安心して楽器の練習などをすることもできます。また、電動スクリーンやプロジェクターなどの

映像機器を備えており、講演会や研修会などにも適した施設です。

9月30日には、視聴覚講座室において、体験講座「まつりの大鼓」を開催します。

市民の皆さんのご参加、ご利用をお待ちしています。

※視聴覚講座室は机を設置した場合の定員は48人ですが、椅子のみの利用であれば、70人程度のご利用が可能です。

【使用料金】

施設名	午前	午後	全日
会議室	400	500	900
学習室	400	500	900
視聴覚講座室	1,700	2,200	3,000
企画展示室	1,700	2,200	3,000

資料館 ☎ 997・6666

くらしの豆知識  
ハガキによる架空請求  
に注意

【事例1】私あてに「総合消費料金未納分請求最終通知書」と書かれたハガキが届いた。「契約会社または運営会社から訴訟を提起されたことを通知する」「連絡がない場合、原告の主張が全面受理される」「給料などの差し押さえを執行する」と書いてある。このあとどうしたらいいか。

【事例2】昨日「民事訴訟管理センター」から「料金未納」「最終通知書」と記載のあるハガキが届いた。「民事訴訟および裁判の取り下げなどのご相談は当局にて承っている」などと書かれている。怪しいと思うので連絡はまだしていない。

身に覚えのない料金を請求される架空請求トラブルに関する相談は、増加の一途をたどっています。近年

は、SMSを通じた架空請求メールによるものが大半でした。しかし、最近事例のような文面の記載されたハガキが届いたといった相談が増えています。

消費者へのアドバイス

- ① 余分な個人情報を与えるおそれがあるため、絶対に電話をしないでください。
  - ② 請求された額を1回でも支払ってしまうと、請求がエスカレートする可能性があります。
  - ③ 訴訟の場合、裁判所から「特別送達」郵便で訴状が届きます。その場合は無視せずに消費生活センターに相談してください。また、強迫を受けるなどの悪質な場合は警察にも相談しましょう。
  - ④ 困ったときは、すぐに市や県の消費生活相談窓口にご相談しましょう。
- ☎ 八潮市消費生活センター（受付は商工観光課） ☎ 336、埼玉県消費生活支援センター春日部 ☎ 048・734・0999

9月各種無料相談

☎ 996-2111

★①⑦⑪⑭⑰の予約は、電話で受け付けます。  
★相談日が祝日の場合は、お休みです。

- ① 法律相談 問秘書広報課 ☎ 373  
法律上の諸問題についての相談（弁護士が対応）  
☎ 毎週金曜日 午後1時20分～4時  
☎ 2日前の水曜日午前9時から電話予約  
☎ 市民相談室 定8人（事前予約制）
- ② 税理士相談 問秘書広報課 ☎ 373  
相続税など税金全般についての相談（税理士が対応）  
☎ 9月4日（月） 午後1時～4時  
☎ 市民相談室
- ③ 不動産相談 問秘書広報課 ☎ 373  
マンションおよび不動産取引全般についての相談（宅地建物取引士が対応）  
☎ 9月12日（火） 午後1時～4時  
☎ 八潮メセナホール前
- ④ くらしの相談 問秘書広報課 ☎ 373  
日常生活の問題や国・県・市の行政サービスについての相談（行政相談委員が対応）  
☎ 9月13日（水） 午後1時30分～3時30分  
☎ 市民相談室
- ⑤ 司法書士相談 問秘書広報課 ☎ 373  
土地・建物の所有権移転登記、相続、会社設立、成年後見人制度などについての相談（司法書士が対応）  
☎ 9月21日（木） 午後1時～4時  
☎ 市民相談室

- ⑥ DV相談 問人権・男女共同参画課 ☎ 811  
DV被害（配偶者からの暴力）について電話・面談による相談（女性相談員が対応）  
☎ 毎週月・金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時  
☎ 面談の場合は要予約  
☎ 996-3955（DV相談支援室専用電話）
- ⑦ 女性相談 問人権・男女共同参画課 ☎ 811  
女性が抱えるさまざまな悩みについての相談（女性相談員が対応）、第1木曜日はピアカウンセリング  
☎ 毎週火～木曜日 午前10時～正午 午後1時～4時  
☎ 駅前出張所内相談室 定5人（事前予約制）
- ⑧ 人権相談 問人権・男女共同参画課 ☎ 811  
プライバシーの侵害など基本的人権についての相談（人権擁護委員が対応）  
☎ 9月14日（木） 午後1時～4時  
☎ 市民相談室
- ⑨ 心配ごと相談 問社会福祉協議会 ☎ 995-3636  
日常生活における心配ごとや悩みごとについての相談（心配ごと相談員が対応）  
☎ 9月6日（水）・20日（水） 午後1時～4時  
☎ 身体障害者福祉センターやすらぎ ☎ 998-7616（心配ごと相談専用電話）
- ⑩ 生活困窮者自立相談 問社会福祉課 ☎ 493  
経済的な問題などの心配ごとについての相談（生活困窮者自立相談支援員が対応）  
☎ 毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分  
☎ 社会福祉課 ☎ 949-6317（生活困窮者自立相談支援専用電話）
- ⑪ こころの健康相談 問保健センター ☎ 995-3381  
不眠・不安などによるこころの病気やひきこもり、高齢者の認知症などについての相談（専門医が対応）  
☎ 9月4日（月） 午後1時～2時30分  
☎ 保健センター 定2人（事前予約制）
- ⑫ 消費生活相談 問商工観光課 ☎ 336  
悪質商法などに関する問題や借金問題など消費生活全般についての相談（消費生活相談員が対応）  
☎ 毎週月～金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時  
☎ 消費生活センター ※受付は商工観光課

- ⑬ 内職相談 問商工観光課 ☎ 274  
内職の求人、求職のあっせん、および相談（内職相談員が対応）  
☎ 毎週火曜日 午前10時～正午 午後1時～3時30分  
☎ 市民相談室
- ⑭ 若年者就職相談 問ゆまにて ☎ 996-0123  
若年者（40歳未満、学生・生徒可）の就職、転職、職業能力などについての相談（キャリアカウンセラーが対応）  
☎ 9月6日（水）・20日（水） 午前10時～正午 午後1時～4時  
☎ 勤労青少年ホームゆまにて 定5人（事前予約制）
- ⑮ 教育相談 問教育相談所 ☎ 995-0077  
児童・生徒の言動やいじめ・不登校に関する事など教育についての相談（専任教育相談員が対応）  
☎ 毎週月～金曜日 午前9時30分～正午 午後1時～4時  
☎ 教育相談所（八条小学校西隣）
- ⑯ 家庭児童相談 問子育て支援課 ☎ 472  
子どもの家庭での養育上の心配や悩みごとについての相談（家庭児童相談員が対応）  
☎ 毎週月～金曜日 午前9時～正午 午後1時～4時  
☎ 家庭児童相談室
- ⑰ 子育て相談 問だいら児童館 ☎ 999-0321  
子育ての不安や悩みごとについての相談（教育力カウンセラーが対応）  
☎ 9月28日（木） 午前10時～午後1時  
☎ だいら児童館（わんぱる） 定3人（事前予約制）
- ⑱ 子育て電話相談 問南川崎保育所 ☎ 998-7711  
子育てや保育に関して、不安や悩みごとを電話で相談（保育士が対応）  
☎ 毎週月～金曜日 午前10時～午後3時
- ⑲ 休日・夜間納税相談 問納税課 ☎ 330  
市税・国民健康保険税の納付についての相談  
☎ 9月3日（日） 午前9時～午後4時  
☎ 毎週木曜日 午後5時15分～7時  
☎ 納税課

840 伝言板

祐希恵連盟 「歌と踊りの祭典」  
☎ 9月23日（祝） 午前9時45分～午後5時30分  
☎ 八潮メセナホール 費無料  
☎ 小倉 ☎ 995-1863

初心者・中級者卓球教室  
☎ 9月5日～10月24日（毎週火曜日・全8回）  
☎ 午後7時～9時  
☎ エイトアリーナ 市内在住・在勤・在学 随運動ができる服装、室内用運動靴、ラケット（貸し出しあり）  
☎ 30人（申込順）  
☎ 費2,000円（中学生以下1,000円）  
☎ 八潮市卓球連盟・上原 ☎ 997-0527

ヨネックス杯八潮市民バドミントン大会  
☎ 10月8日（日） 午前9時～  
☎ 文化スポーツセンター 市内在住・在勤・在学  
☎ 男女ダブルス 費一般1,500円、会員・高校生1,000円、中学生500円  
☎ 8月15日から9月15日までに、電話で長谷川（☎ 997-0974）へ

親子で作ろう夏の思い出 デザコンin Yashio2017の観覧  
☎ 8月19日（土） 午後1時～4時  
☎ フレスポ八潮 ファミスポイベントスペース  
☎ 夏野菜（トマト、キュウリ、小松菜、ナス）を使ったデザートコンテストの観覧 費無料  
☎ 林 ☎ 090-1103-4746

シリーズ「八潮市史」を読み直す」（郷土の偉人編）  
「八潮市史」を教材に郷土史を学び、まちづくりを考えます。講師＝遠藤忠

さん  
☎ 8月20日（日） 午後7時～8時30分  
☎ やしお生涯学習館セミナー室4 費無料  
☎ 昼間 ☎ 090-4389-4895

840伝言板の掲載について  
こちらのコーナーは、市民の皆さんから寄せられた情報を掲載しています。  
掲載を希望する方は、広報やしお840伝言板掲載依頼書（秘書広報課または市ホームページで入手）を窓口、郵送、ファックスまたは電子メールで提出して下さい。

申込期限 掲載希望月の前月5日まで  
※営利または、宣伝・広告を目的とするもの、指導者などが生徒を募集するもの、求人に関するものなどは掲載できませんのでご注意ください。  
また、掲載基準を満たしていても、紙面の状況によっては掲載できない場合がありますので、ご了承ください。